四、連絡先
東京都港区芝三丁目三三番一号
三井住友信託銀行株式会社
不動産カストディ部
電話番号　〇三―五二三二―三七三四
平成二十九年七月二十四日
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
三井住友信託銀行株式会社
営業所
東京都港区芝三丁目三三番一号
支配人　勅使河原誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億二百八十三万三千八百円減少し五十五億四千五百八十八万五千八百円とし、優先出資四百二万八千三百三十八口を一口につき金百円をもって消却することにいたしました。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月十五日
掲載頁　五十六頁（号外第一〇一号）
平成二十九年七月二十四日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
神戸エクセレンス特定目的会社
取締役　ユー・チン・フェン

訂正公告

平成二十九年六月二十九日（号外第一三九号）掲載の第二十八期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　木内　重基」とあるは「代表取締役社長　牧野　隆」の誤りにつき訂正します。
平成二十九年七月二十四日
東京都江東区豊洲三丁目一番一号
株式会社ＩＨＩエアロスペース
代表取締役社長　牧野　隆

正　誤

平成二十九年七月二十日及び同月二十一日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。
総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年三月二十八日（号外第六十四号）公布経済産業省令第十五号（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二ページ上段終りから一四行目と一三行目の間に次を加える。（託送供給）				
五	上	一二	「前号」を「第一号」	「前号に規定する調査の」を「第一号に規定する調査の」
〃	下	八	「周知」を「周知及び調査」	「周知及び調査」を「周知」
〃	〃	終りから一二～一一	「供給区域又は供給地点」	「供給区域又は供給地点の」
一一	上	一	第八十八第二項	第八十八条第二項
一三	下	二	六ガス主任技者	ガス主任技術者
一六	〃	終りから一四	に、	に改め、
一七	上	二一～二〇	「届出」を「特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出」	「届出を」を「特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出を」
〃	〃	一九～一八	同項	同条
〃	〃	一一	第二十二条の七中	第二十二条の七の見出し中「ガス導管事業」を「特定ガス導管事業」に改め、同条中
〃	〃	二〇	〃	〃
〃	下	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	終りから一七～一四	〃	〃
二一	〃	〃	〃	〃
二二	〃	終りから一八～一四	〃	〃
二九	上	〃	〃	〃
三〇	〃	一〇	「区域及び供給地点」を「供給区域」	「及び供給地点」を「及び供給の計画並びに供給地点に対しガスの供給を開始する日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの間にガスの供給を受ける者の数が千以上となる日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、
三一	下	九～八	同表製造所の項中	同表製造所の項中「及び供給地点」を「及び供給の計画並びに供給地点に対しガスの供給を開始する日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの間にガスの供給を受ける者の数が千以上となる日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、
三六	上	〃	別表第二導管の項中	別表第二導管の項中「及び供給地点」を「及び供給の計画並びに供給地点に対しガスの供給を開始する日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの間にガスの供給を受ける者の数が千以上となる日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、
四一	下	〃	特定容器使用定記録表	特定容器使用記録表
四六	〃	〃	五第151関係	第151条関係
五六	上	〃	一、第60条及び第61条	及び第60条
〃	下	〃	一第129関係	第129条関係
五八	〃	〃	八第117関係	第117条関係
六二	上	終りから八	一第135条	第135条関係
同日（同号外）公布経済産業省令第十九号（旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則）（原稿誤り）				
一〇七ページ上段様式第一中			様式第四十五	様式第四十五
〃	〃	〃	同令様式第五表第三表	同令様式第五第三表
〃	〃	〃	二五）同項	同条
〃	〃	〃	二七）	第十五条中「第十一条第二項」を「第四十三条第二項」に、に改め、
〃	下	〃	第十五条中	第十五条中「第十一条第二項」を「第四十三条第二項」に、に改め、
〃	〃	終りから一七	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃